平成２５年（フ）第２７０号
滋賀県守山市幸津川町1198番地
破産者　美濃部八郎
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１０号
滋賀県湖南市菩提寺西５丁目９番16号、変更前の住居表示滋賀県湖南市菩提寺330番地570
破産者　上野　　猛
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８６号
京都市左京区岩倉花園町496番地３
破産者　コーショウこと　平山　武司
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０７号
京都市山科区西野山欠ノ上町50―９、住民票上の住所大津市朝日が丘１丁目19番12―605号　ウエスタ大津
破産者　諸角　直人
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３４号
京都市山科区西野大鳥井町100番地22、前住所名古屋市西区二方町41番地の１　ロイヤルアーク　ソレイス上小田井1002号
破産者　瑜伽　昌代（旧姓矢代・髙松）
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９５号
京都市北区上賀茂東上之段町36番地、開始決定時の住所京都市北区上賀茂東上之段町38番地６
破産者　山埜　　彰
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
京都府京丹後市網野町網野949番地、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市網野町掛津847番地の１
破産者　稲岡隆太郎
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４９号
香川県高松市観光通１丁目３番地４　レアーレ瓦町605
破産者　大谷　高陽
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０３号
佐賀県唐津市鏡1073番地10
破産者　吉丸　修三
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３９８号
熊本県菊池郡菊陽町大字曲手155番地、前住所熊本市龍田７丁目31番60号
破産者　吉住　正実
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
宮崎県都城市金田町2477番地２
破産者　竹之下厚宏
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４３号
宮崎県延岡市瀬之口町１丁目３番地27　メゾネットアン302号、住民票上の住所東京都大田区山王３丁目24番９号　リラ山王Ｂ号室
破産者　土屋　貴聖
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２４３号
栃木日光市土沢473番地14　若草ハイツ105、前住所栃木県日光市足尾町通洞５番２―102号
破産者　髙橋　義之
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４４２号
東京都荒川区東尾久５丁目８―９
破産者　小林　桂子
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４００７号
東京都調布市小島町１丁目21―６―408、開始決定時の住所東京都調布市布田１丁目50―１　マートルコート調布第３―506
破産者　高木　　均
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１５３号
東京都杉並区今川３丁目17―２―103
破産者　長谷川　朗
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６２０号
埼玉県八潮市大字南川崎832番地３
破産者　有限会社アジア・サービスセンター
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６２１号
埼玉県八潮市大字南川崎832―３
破産者　田中　　徹
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部